

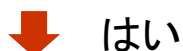
傷病手当金制度の判定フローチャート

令和2年1月1日から現在まで、長岡京市の国民健康保険に加入している(加入していたことがある)。



対象外

※加入している(いた)健康保険
にお問い合わせください。

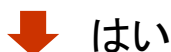


国保加入期間中、給与等の支払いを受けていた(被用者)期間がある。



対象外

※給与等の支払いを受けていた
方(被用者)が対象となります。

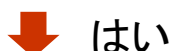


新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われたことから、療養のため3日連続して仕事を休み4日目以降も仕事を休んでいた期間がある(現在も休んでいる)。



対象外

※休み始めた日から連続して3日間
(待期期間)は支給対象になりません。

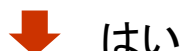


4日目以降(待期期間後)の休み期間は、給与等の支払いがない、または減額された。



原則対象外

※有給休暇などで給与等の支払いを受けている場合は支給対象になりません。
ただし、給与等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給されます。
詳しくはお問い合わせください。



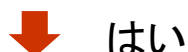
傷病手当金支給対象の可能性があります。
担当部署(長岡京市国民健康保険課国保係)へ連絡してください。



該当の場合



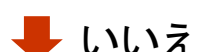
仕事をお休みした期間中に医療機関を受診していますか？



受診ありの場合、
以下の申請書類の作成が必要となります。

- ①様式第1号 支給申請書
(世帯主記入用)
- ②様式第2号 支給申請 報告書
(国保に加入している本人記入用)
- ③様式第3号 支給申請 証明書
(事業主記入用)
- ④様式第4号 支給申請 医師意見書※
(医療機関記入用)

※令和4年8月9日申請受付分から当面の間、不要。
④に代わり、②に事業主の証明が必要です。



受診なしの場合、
以下の申請書類の作成が必要となります。

- ①様式第1号 支給申請書
(世帯主記入用)
- ②様式第2号 支給申請 報告書
(国保に加入している本人記入用)
- ③様式第3号 支給申請 証明書
(事業主記入用)